

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日
第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県内

岩手県職員労働組合

No.2565

2020年

11月2日

書きましたか？知事あて「大型ハガキ署名」。勤務意欲持てる改善を実現するため、最大限の集約をしよう。

2020確定闘争③

10.30県職労・人事課長交渉

これ以上職員に
甘えるな！

職場改善に消極姿勢 連発 次回交渉での前進回答強く求める

10月30日、県職労は、賃金改善、人員確保、超過勤務の適正支給・予算確保などの独自要求書を村上人事課総括課長に提出し、現時点の検討状況を質すため、交渉を行った(賃金・諸手当・休暇等の地公共闘共通課題の交渉結果は、2020.11.2付け赤枠号外2565号を参照)。



要求書を手交する大崎委員長(左)



改善回答を求める県職労交渉団

【主な交渉結果】

①人員課題は、「9月1日時点の欠員数は62人」と4月時点(46人)より増加。「あらゆる手段を講じ必要な人員確保に取り組む」に終始。各部門の慢性的な人員不足を訴え、専門職確保の処遇改善と併せ対策を求めた。

②会計年度任用職員の配置に関し、「それぞれの職の必要性を十分吟味、業務量も考慮しながら適正な人員配置に努める」とどまり、予算都合の人員削減で職場負担が増加している実態への改善策を示さず、職場は維持できないと訴え対策を強く求めた。

③超勤課題は、超勤縮減は業務平準化・業務量管理を徹底にとどまるばかりか、不足する超勤予算確保の姿勢も不十分な回答に。当局の業務見直しの責任を現場職員に押し付けている。慢性的な人員不足の解消こそ必要であり、実績を踏まえた予算要求を抑制する部局の是正を訴え、必要額の配分を求めた。



回答する村上人事課長(右)

当局の職員に負担を強いる姿勢が目立つ結果に。
次回交渉(11月11日)で要求に則した改善回答を強く求めていく (主な交渉結果は裏面)。



職訓職場補充を・熊谷中執

1 人員確保

(県 職 労) 欠員が解消されないほか、長期療養者も増加。正規職員の確保と業務実態踏まえた職員配置が必要だが、今後の人員確保の見通しは。

(人事課長) 欠員は、9月1日時点で62人(うち一般行政30人、総合土木15人で約7割)。採用試験の辞退者が高い比率で推移、減少に向けた取り組みを進める。あらゆる手段を講じて必要な人員の確保に取り組む。来年度の組織定数は検討中。行政需要に対応した配置も行う必要があるが、欠員解消の見通しは困難。育休代替職員は正規職員の拡充を進める。

(県 職 労) 現場では慢性的な人員不足で悲鳴も。早急な改善を。さらに、専門職では処遇改善をしなければ人材確保ができない、併せた対策を。

・職業訓練校職場でも数年で退職者が続く。確実な補充を。

・土木は激甚化する災害の復旧業務はもとより、今後も国土強靱化対策で事業量増も。技術職をはじめ土木関係職員の増員が早急な課題、対策を。



土木職増員を・佐藤(佳)中執

2 会計年度任用職員の任用課題

(県 職 労) 来年度の削減調整が進められている部局も。業務量に見合う適正な職員配置が必要だが、財源ありきの職員削減は許されない。対応を。

(人事課長) 人員配置は、それぞれの職の必要性を十分吟味したうえで業務量も考慮して適正配置に努める。来年度の人員配置は現在検討している。

(県 職 労) 昨年度交渉で必要なマンパワー確保に努めるとしながら、結果として削減に。実態を軽視し、予算都合での大幅削減は容認できない。業務で必要な人員配置は当局の責任、具体的な改善配置を行うべき。



回答する村上人事課長



超勤改善を・佐藤(拓)中執

3 超過勤務課題

(県 職 労) 当局の「働き方改革」では、各所属での超勤縮減の取り組みを求めているが、実感ある対策とは程遠い。上限に収めるべく超勤時間数を制限して違法なケースも。超勤時間や超勤予算の動向を踏まえた対応は。

(人事課長) 超勤上限の設定に合わせて、適正な超過勤務命令の発出、業務の平準化や優先度を勘案した業務量の管理を徹底。超勤予算は各部局からヒアリングを行い、今後の見込みを聴取。今後対応を検討。

(県 職 労) 「働き方改革」は現場に業務縮減や工夫を求めるだけで、現場職員に負担を強いている。人員増を含めた対策こそ行うべき。実績を考慮した超勤予算要求をしたくても要求自体を抑制する部局も。実態踏まえた要求を受け、必要額が配分できるように是正すべき。

4 公舎課題 (沿岸部での仮設公舎撤去問題)

(県 職 労) 大船渡など沿岸部での仮設公舎撤去に伴う代替公舎確保と転居に伴う負担緩和を。

(人事課長) 公舎確保は関係部局に伝える。赴任を伴わない移転は移転料対象外。年度末に人事異動がない職員が転居を行う場合の対応は、入居の経緯等、個別事情を踏まえ判断。

(県 職 労) やむを得ず仮設公舎に入居。多数の職員が入居しており切実な課題、早急に改善すべき。

(高齢層職員の勤務意欲策、任期付の任期の定めのない選考採用枠拡大、人事評価制度も改善を訴えた)